

吹田市健都イノベーションパーク利用事業(第2アライアンス棟(第1期)整備・運営事業)実施要項等に関する質問に係る回答書
 【令和7年3月31日から令和7年5月9日受付分まで】(5月23日追加公表分)

令和7年5月23日時点

整理番号	対象資料ページ	該当箇所	質問内容	回答
17	実施要項 P12		給排水、ガス、放流の規制値をご教示ください。	<p>関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。</p> <p>【以下、回答】 (排水) 摂津市の設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法その他の法令で定めるもののほか、摂津市下水道条例の定めるところによります。 (給水) 直圧給水を希望される場合、優先交渉権者として選定された後、摂津市との事前協議をお願いします。</p>
18	実施要項 P12		取水規制はありますでしょうか？	<p>関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。</p> <p>【以下、回答】 摂津市環境の保全及び創造に関する条例第55条の規定により、動力を用いて地下水を採取する井戸から、地下水を採取してはならない、と規制しています。</p>
76	実施要項 P32		「埋蔵文化財調査等の実施による整備期間延長又は建設費用の増加等により、事業実施者が何らかの損害が発生した場合、吹田市はその損害の一切について賠償する責めを負いません。」とあります。事前に摂津市教育委員会生涯学習課に、事業用地の掘削、杭打範囲や深さによって、実施の範囲や程度、期間等がどのようになるかを照会していただけませんか？	<p>関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。</p> <p>【以下、回答】 当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地(明和池遺跡)内に位置するため、文化財保護法第93条の届出を工事着手の60日前までに摂津市教育委員会生涯学習課へ提出していただく必要があります。大規模な工事の場合は、優先交渉権者として選定された後、工事の概要が決まった段階で同課との協議をお願いします。</p>
77	実施要項 P32		事業者にてどの程度の調査が必要になるのか教えていただけますでしょうか。また文化財の出土により大幅に着手がずれることがあれば工期は再協議と考えてよろしいでしょうか	<p>関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。</p> <p>【以下、回答】 当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地(明和池遺跡)内に位置しますので文化財保護法第93条の届出を工事着手の60日前までに摂津市教育委員会生涯学習課へ提出していただく必要があります。大規模な工事の場合は、優先交渉権者として選定された後、工事の概要が決まった段階で同課との協議をお願いします。 なお、埋蔵文化財の調査・発掘の不可抗力の該当性については、都度個別の事情を勘案してその相当性を判断する必要があります。</p>

整理番号	対象資料ページ	該当箇所	質問内容	回答
78	実施要項 P32		南北道路との接道部分の歩道から3mの緑地帯範囲は、車両及び人の敷地への出入口以外はすべてに設置が必要でしょうか？ また、人が通行できるように緑化ブロックによる緑地帯でも宜しいでしょうか。	関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。 【以下、回答】 緑地帯は車両及び人の敷地への出入り口以外はすべてに設置が必要です。 緑化ブロックについては、散策路程度の設置は認められますが、緑地帯全面に渡っての設置は認められません。詳細は優先交渉権者として選定された後の協議によります。
79	実施要項 P32		「南北道路(千里丘新町4号線)との接道部分には、当該道路の歩道から3mの緑地帯を画地内に整備し」とありますが、「この緑地帯からは、施設を使用するのに必要な車路及び通路等を除外可能で、舗装をしても支障ない。」と判断してもよろしいでしょうか。	関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。 【以下、回答】 お見込みのとおりです。ただし、車両出入口および通路等は施設を使用するための最低限の幅員とします。詳細は優先交渉権者として選定された後の協議によります。
80	実施要項 P32		「騒音・振動については第一種住居地域の規制基準を守るよう努めること。」とあります。第一種住居地域の規制基準は、大阪府の資料で、敷地境界線上の騒音に係る規制基準:朝・夕 50dB、昼間55dB、夜間45dB、振動に係る規制基準:昼間60dB、夜間 55dBとなっています。事業用地の近隣には認定こども園もありますが、敷地周囲の用途による基準値の低減等はないと考えて宜しいでしょうか？	関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。 【以下、回答】 お見込みのとおりです。
87	別紙2 P5		資料として、「公共下水道施設及び流域下水道施設」の正確な位置図をいただくことは可能でしょうか。	関係機関への確認を踏まえ、次のとおり回答します。 【以下、回答】 本市が所有する図面については、様式2-2参加表明書の提出後、同表明書に記載の連絡先へ送付をさせていただきます。 なお、その他各機関ホームページで公開されている下水道台帳等を併せてご参照ください。 参考①「まっぷなびすいた」: https://webgis.alandis.jp/suita27/portal/main/ 参考②摂津市 上下水道部 下水道事業課ホームページ: https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/jougesuidoubu/gesuidoujigyou/gesuidoudaityouzu/index.html